

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針」(平成18年国土交通省告示第184号)の改正骨子案

1. 建築物(非住宅)の耐震化について

(1) 耐震化率について

特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象建築物に重点化して、目標を設定。

(耐震診断義務付け対象建築物)

令和2年 約74% → 令和7年 耐震性の不足するものを概ね解消

【第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)に位置付け済】

(2) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の促進について

・以下について追記。

【案】要緊急安全確認大規模建築物については、耐震診断結果の公表がおおむね完了していることから、所管行政庁は、耐震性の不足が明らかになった建築物の所有者等に対し、早急に耐震改修等を実施するよう指導すべきであること。

【案】要安全確認計画記載建築物のうち、特に防災拠点建築物については、地方公共団体は現に耐震改修促進計画に記載している建築物の耐震診断結果を、期限までに報告するよう所有者等に働きかけ、その結果の速やかな公表に取り組むべきであること。

【防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)】

令和2年度時点で未診断の耐震診断義務付け対象建築物(防災拠点)については、令和5年度までに、9割以上の耐震診断を目指す。

※令和2年度時点で指定されている防災拠点の報告期限は令和4年3月以前に設定されている。

2. 住宅の耐震化について

(1) 耐震化率について

耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率
13%(平成30)→ おおむね解消(令和12)

【住生活基本計画(令和3年3月19日閣議決定)に位置付け済】

(2) 個別の事情に応じた相談体制について

【案】現在は、道路、防災、衛生、観光、商工各部局及び教育委員会の記載はあるが、「福祉部局」の記載はないため追記。

【案】地方公共団体において、耐震性の不足する住宅の所有者等の個別の事情に応じた相談体制を強化すべきことについて追記。(以下の相談対応例は本文に記載しない想定)

相談対応例① 防災・福祉部局と建築部局の連携により、個別の事情に応じ緊急時の安全確保・避難等各種対策や耐震化に関する情報提供を実施

相談対応例② 速やかな耐震化が難しい場合には、当面の間の部分的な補強(段階的な改修)について情報提供を実施

(検討の背景) 住生活基本計画に基づく関係部局の連携の強化の取り組み 等

3. その他

(1) 非構造部材の対策について

【案】非構造部材の記載に「屋根瓦」を追記。

(検討の背景)

- ・令和4年1月1日施行の瓦の緊結方法に関する基準の強化(昭和46年建設省告示第109号)に合わせて、地震時の脱落防止を徹底することが必要。
- ・福島県沖地震(令和3年2月13日)において屋根瓦の脱落が発生し、修繕が必要となる事例が多数みられた。

(2) 危険なブロック塀対策について

【案】通学路等の沿道のブロック塀の実態を把握した上で耐震診断義務付けを検討すべきことを明確化。

【案】通学路等における危険なブロック塀の把握について町内会・学校等との連携を検討すべきことを明確化。

(検討の背景)

- ・学校の敷地のブロック塀対策の進捗に比べ、通学路等における危険なブロック塀の把握が十分に進んでいないと考えられる。